

# 事務事業チェックシート

事務事業No **630** 事業名 **医療援助事業（中学校）**

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	○
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		教育費	
	項		中学校費	
	目		中) 学校管理費	
	大事業		中学校管理事業	
事項		医療援助事業（中学校）		

[長期総合計画]

分野別目標	5	子どもが輝き、文化が薫る教育のまち
政策	1	学校教育の充実
施策	4	健康教育の充実
基本方針	1	児童・生徒の健康教育の充実

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標	IV	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る
政策	6	教育の充実
施策	ア	学校教育の充実

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	
事業実施の根拠法令	学校保健安全法第24条		
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	保健給食管理課	加藤 智康	(435-1137)
関連課			

## 1 事業概要及び実施内容

	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする）ための事業か）	事業内容				
事業概要	学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護生徒の疾病の治療に要する医療費を援助する。	各学校において医療機関からの治療費の請求を集計し、各学校長からの請求により医療費交付金を各学期ごとに学校長へ交付する。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護児童の疾病の治療に要する医療費を援助した。	学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護児童の疾病の治療に要する医療費を援助した。	学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護児童の疾病の治療に要する医療費を援助した。	学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護児童の疾病の治療に要する医療費の援助を行う。	学校保健安全法第24条に基づく要保護及び準要保護児童の疾病の治療に要する医療費の援助を行う。

## 2 事業コスト

事業費等 千円		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
	事業費	516	419	516	309	516	423	516	516	516	516	
	伸び率 (%)	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	人件費	常勤職員	1,496	1,557	1,557	1,516	1,516	1,517	1,517	1,517	1,517	1,517
		非常勤職員										
		小計	1,496	1,557	1,557	1,516	1,516	1,517	1,517	1,517	1,517	1,517
	国庫支出金	18	6	18	0	18	0	18	18	18	18	
	県支出金											
	市債											
	その他											
一般財源(税等)	498	413	498	309	498	423	498	498	498	498		
所要人数	常勤職員	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	非常勤職員											
主な予算内訳		医療費交付金516千円										

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	医療費交付金交付者数				年度目標値	-	-	-	
					実績値	52	38	55	
	単位	人	全体目標値		全体目標達成度				
					年度別達成度	-	-	-	
					年度目標値				
				実績値					
				年度別達成度					
成果指標	医療費交付金交付率				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
					年度目標値	100	100	100	100
					実績値	100	100	100	
	単位	%	全体目標値	100	全体目標達成度	100.0%	100.0%	100.0%	
					年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%	
					年度目標値				
				実績値					
				年度別達成度					

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○ 減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない		制約はあるが可能性はある	○ できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小		○		
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	医療費の無料化の実施に伴い、事業内容及びコストが縮小すると考えられるが、学校保健安全法で地方公共団体の援助が義務付けられている事務であり、今後も継続して実施する。
「見直し」 「改善」案	学校保健安全法の改正あるいは地方公共団体の援助規定の変更があった場合、見直し可能。